

縣報 第九十五號 明治三十五年六月十二日 和歌山縣

○公文

○和歌山縣令第八十九號

明治三十三年十二月二十二日 縣令第七十二號 興行取締規則左ノ逕改正シ全二十四年二月 縣令第七號ハ全期施行ノ日ヨリ廢止ス

明治三十五年六月七日

和歌山縣知事 椿 素一郎

興行取締規則

第一章 總則

第一條 本則ニ於テ劇場ト稱スルハ演劇ヲ興行スル場所ヲ謂ヒ寄席ト稱スルハ手踊、講談、落語、淨瑠璃其ノ他諸曲、音曲ノ類ヲ興行スル場所ヲ謂フ

第二條 劇場、寄席其ノ他興行場ヲ建設セントスル者ハ住所、氏名（法人ニ在リテハ事務者ノ）年齡ヲ記シ左ノ事項ヲ具シ當廳ニ願出許可ヲ受クヘシ

一 建設ノ場所

二 座名、席名アルモノハ其座名、席名

三 四隣ノ平面圖

四 建物ノ配置圖（客席、舞臺、出入口、非常口、通路、戸ノ開ク方向、採光窓、竈人ノ扣所、階段

縣報第九十四號

明治三十五年六月十二日

第三種郵便物認可

一

、周圍ノ位置等記入スヘシ縮）全断面圖（木材、鐵材、石材ノ種別、寸面及其使用箇尺二十分ノ一乃至十分ノ一）所等明記スヘシ縮尺二十分ノ一乃至十分ノ一

一（全外面圖）表面、側面、後面縮尺五）全小屋伏圖（合掌造、和小屋混交ノモノハ其十分ノ一）全床伏圖（柱及床桁、床大明、根太ノ位置ヲ明記）

一乃至五）一乃至五十分ノ一）一乃至五十分ノ一）

五 構造及材料ヲ明記シタル仕様書

六 來客ノ定員

七 燈火ノ種類及其ノ裝置ノ位置并ニ圖面、電氣燈、瓦斯燈ナルトキハ裝置ノ仕様書

八 落成期日

前項第四號乃至第八號ノ事項ヲ變更セントスルトキ又ハ既設建物ヲ改築、増築、變更セシトスルトキ若ハ電氣燈、瓦斯燈ヲ新設、増設セントスルトキハ前項各號ノ中必要ナル事項ヲ具シ當廳ニ願出許可ヲ受クヘシ

第三條 劇場、寄席其ノ他ノ興行場ノ工事落成セタルトキハ當廳ニ届出使用ノ認可ヲ受ク

ヘシ

第四條 劇場、寄席其ノ他ノ興行場ヲ讓受ケタル者ハ住所氏名（法人ニ在リテハ事務所々）在地名稱、代表者ノ氏名

年齡ヲ記シ讓渡人連署ヲ以テ五日以内ニ當廳ニ届出ラヘシ

前項ニ依リ届出タル讓受主ハ劇場、寄席其ノ他ノ興行場建設者ト見做ス

第五條 無能力者ノ願届ヘ左ノ各號ニ依ルヘシ但シ專禁治産者又ハ妻ニ在リテハ第二條、

第四條ノ場合ヲ除クノ外保佐人又ハ夫ノ遺署ヲ要セス

一 未成年者禁治産者ニ在リテハ法定代理人ノ遺署

二 準禁治産者ニ在リテハ保佐人ノ遺署

三 妻ニ在リテハ夫ノ遺署

第六條 左ノ場合ニ於テハ五日以内ニ當廳ニ届出ツヘシ但シ第六條ノ場合ニ在リテハ戸籍

法ニ依ル届出義務者ニ於テ其手續ヲ爲スヘシ

一 建設者ノ住所、氏名又ハ座名、席名ヲ變更シタルトキ

二 家督相続若ハ遺産相続ニ依リ劇場、寄席其ノ他ノ興行場ノ所有權ヲ承繼シタルトキ

三 建設者法人ナル場合ニ於テ其ノ代表者若ハ代理人又ハ事務所々在地、名稱及代表者

若ハ代理人ノ氏名ヲ變更シタルトキ

四 法定代理人又ハ保佐人若ハ其ノ氏名ヲ變更シタルトキ

五 廢場若ハ廢席シタルトキ

六 建設者死亡シタルトキ

第七條 劇場、寄席其ノ他興行場ノ建設者ニシテ左ノ各號一ニ該當スルトキハ許可ヲ取

消スコトアルヘシ

一 建設ノ許可ヲ受ケタル日ヨリ六十日以内ニ工事ニ着手セサルトキ

二 落成期日ヲ經過シ落成セサルトキ

三 一年以上休場若ハ休席シタルトキ

縣報第九十五號

明治三十五年六月十二日

第三種郵便物認可

二一

四 燒失又ハ崩壞後六ヶ月以内ニ改築ヲ願出テサルトキ

五 劇場、寄席其ノ他興行場ノ建物使用權ヲ喪失シタルトキ

六 法定代理人又ハ夫ノ許可若ハ保佐人ノ同意ヲ取消シタルトキ

第八條 當廳ハ所轄警察官署又ハ吏員ヲシテ劇場、寄席其ノ他ノ興行場ヲ検査セシムルコ

トアルヘシ建設者ハ其ノ指示ニ從ヒ相當ノ準備ヲ爲スヘシ

第九條 本則ニ依リ當廳ニ差出ス願届ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第二章 構造及設備

第十條 劇場ノ構造ハ左ノ各號ニ依ルヘシ

一 劇場ハ幅員四間以上ノ道路ニ面シ若ハ四間以上ノ空地ヲ通シテ(建物ノ全) (道路ニ接

スル場所ニ非サレハ建設スルコトヲ得ス

二 建物ノ左右及後面ニハ二間以上ノ空地ヲ存スルコト(道路ニ沿フタル場所) (其ノ幅員ヲ算入ス)

三 光線ノ射入及空氣ノ流通ニ便ナラシムル爲メ適當ノ窓所ニ窓ヲ設ケタルコト

四 三階以上ニ客席ヲ設ケサルコト

五 屋上ハ不燃質物ヲ以テ覆葺スルコト

六 客席ニハ其ノ前後左右(二階樓敷ニ在リ)ニ幅二尺以上及堅ニ九尺以内横ニ二間以内

毎ニ幅一尺以上ノ適當ナル通路ヲ設ケタルコト

七 客席ハ凡テ一坪十二人計以下ノ割合ト爲スコト

八 二階樓敷ノ階段ハ左ノ制限ニ依ルヘシ但シ本號ノ最事定數以外ニ設ケルモノニ付テ

- ハロノ制限ヲ斟酌スルコトアルヘシ
- (イ) 前面左右両端ニ各階段一個ヲ設クルコト但シ來客定員千人以上ナルトキハ建物ノ狀況ニ依リ階段ノ個數ヲ増加セシムルコトアルヘシ
- (ロ) 來客定員五百人未滿ノモノニ在リテハ階段ノ幅内法五尺以上ニシテ蹴上六寸以下踏面九寸以上ト爲シ來客定員五百人以上ハ五十人未滿ヲ増ス毎ニ幅内法二寸五分以上ヲ増加スルコト但シ來客定員三百人未滿ノモノニ在リテハ幅内法四尺以上ニ減縮スルコトヲ得
- (ハ) 階段ノ壁ニ接セサル部分ニハ高サ二尺以上ノ堅牢ナル扶欄ヲ設クルコト但シ幅内法六尺以上ノ階段ニ在リテハ更ニ中央ニ同様ノ扶欄ヲ設クルコト
- (ニ) 階段又ハ螺旋狀ノ階段ヲ設クヘカラサルコト
- 九 客席天井ノ高サハ床上ヨリ十八尺以上ト爲スコト但シ廊下及ニ階機數ノ上下天井ノ高サハ床上ヨリ七尺以上ト爲スコトヲ得
- 十 二階機數ニハ前面ニ高サ二尺以上ノ堅牢ナル扶欄ヲ設クルコト
- 十一 客席ノ床數ハ地盤ヨリ一尺以上ト爲スコト
- 十二 非常口ハ左ノ制限ニ依ルヘシ但シ來客定員五百人未滿ノ劇場及百人未滿ノ二階機數ニ在リテハ建物ノ狀況ニ依リ本號ノ制限ヲ適當ニ斟酌スルコトアルヘシ
- (イ) 來客定員千人未滿ノモノニ在リテハ適當ノ場所ニ高サ及幅内法六尺以上ノ非常口二口ケ所以上ヲ設ケ來客定員千人以上ハ五百人未滿毎ニ一個所ノ割合ヲ以テ増

縣報第九十五號 明治三十五年六月十二日 第三種郵便物認可 三

設スルコト

- (ロ) 二階機數ノ來客定員五百人未滿ノモノニ在リテハ幅内法五尺以上蹴上六寸以下踏面九寸以上ノ非常用階段二個以上ヲ適當ナル場所ニ設ケ來客定員五百人以上ハ五十人未滿ヲ増ス毎ニ幅内法二寸五分以上ヲ増加スルコト
- 十三 出入口及非常口ノ扉ハ外開キ戸又ハ適當ナル引戸ト爲スコト
- 十四 前面出入口ト客席トノ間ニ見隠シヲ設クルトキハ容易ニ取外シ得ヘキ裝置ト爲スコト
- 十五 前面ニハ木戸口ノ外來客定員千人未滿ノモノニ在リテハ高サ内法六尺以上幅内法九尺以上ノ出口ヲ設ケ來客定員千人以上ハ五百人ニ付幅三尺以上ヲ増加スルコト
- 十六 非常口ニハ内部ヨリ賭場キ場所ニ堅一尺五寸幅五寸ノ黒板ニ非常口ト白書シ常ニ釘付シ置クコト
- 十七 圓圍ハ來客用ト藝人用トヲ區別シ各客席ヲ二個以上ヲ隔テ、適當ニ構造スルコト
- 十八 藝人ノ控所及通路ハ客席ヨリ見透サザル構造スルコト
- 十九 構内適當ナル場所ニ非常用井戸一ヶ所以上ヲ設クルコト
- 第十一條 客席及其他ノ興行場ノ構造ヘ左ノ各號ニ依ルヘシ
- 一 二階機數又ハ二階席ノ階段ハ左ノ制限ニ依ルヘシ但シ本號ノ最寡定數以外ニ設クルモノニ付テハロノ制限ヲ斟酌スルコトアルヘシ
- (イ) 前面左右兩端ニ各階段一個ヲ設クルコト但シ來客定員五百人以上ナルトキハ建

物ノ狀況ニ依リ、二階ノ欄柵ヲ増加セシムルコトアルヘシ

(ロ) 來客定員三百人未滿ノモノニ在リテハ、階段ノ幅内法四尺以上ニシテ蹴上六寸以下踏面九寸以上ト爲シ來客定員三百人以上ハ五十人未滿ヲ増ス毎ニ幅内法二寸五分以上ヲ増加スルコト但シ來客定員百人未滿ノモノニ在リテハ階段ノ幅内法三尺以上ニ減縮スルコトヲ得

二 來客定員三百人未滿ノ寄席ニ在リテハ高サ内法六尺以上幅内法四尺以上ノ非常口ニケ所以上全二階席若ハ二階樓數ニ在リテハ幅内法四尺以上蹴上六寸以下踏面九寸以上ノ非常用階段二個以上ヲ適當ナル場所ニ設ケ來客定員三百人以上ハ五十人未滿ヲ増ス毎ニ幅内法二寸五分以上ヲ増加スルコト但シ來客定員百人未滿ノ二階樓數ニ在リテハ階段ノ幅内法三尺以上ニ減縮スルコトヲ得

三 前面ニハ木戸口ノ外來客定員三百人未滿ノモノニ在リテハ高サ及幅内法六尺以上ノ出口ヲ設ケ來客定員三百人以上ハ五十人ヲ増ス毎ニ幅五寸ヲ増加スルコト

四 前條第一號、第二號乃至第七號、第八號ハ、第九號乃至第十一號、第十三號、第十四號、第十六號乃至第十九號ハ寄席ニモ亦適用ス

第十二條 劇場、寄席其ノ他ノ興行場ヲ假設スル場合ニ在リテモ第十條第一號、第三號、第四號、第六號乃至第八號、第十號、第十二號乃至第十八號ヲ適用ス

第十三條 燈火ニ關シテハ左ノ各號ニ依ルヘシ
一 瓦斯燈ヲ用ユルトキハ適當ノ場所ニ遮斷器ヲ備フルコト

縣報第九十五號 明治三十五年六月十二日 第三編 第二物認可 四

二 瓦斯管ハ止ムヲ得サル箇所ノ外鐵管又ハ眞鍮管ヲ用ユルコト

三 燈火ノ燃質物ニ接近セル場所ニハ適當ナル防火ノ設備ヲ爲スコト

四 電氣燈又ハ瓦斯燈ヲ用ユルトキハ其ノ消滅ノ場合ニ於テ之ニ代フヘキ適當ナル燈火ヲ點スル様豫メ設備ヲ爲シ置クコト

第十四條 火鉢、煙草盆其ノ他火災ノ起因トナリ又ハ燃焼シ易キ物品ヲ藏匿スル場所ハ適當ナル防火裝置ヲ爲スヘシ

第十五條 劇場、寄席其ノ他ノ興行場ニハ所轄警察官著ノ指示ニ從ヒ適當ナル消火器ヲ設備スヘシ

第十六條 劇場、寄席其ノ他ノ興行場ニハ賭場キ場所ニ來客定員ヲ揭示スヘシ

第十七條 興行ヲ爲サントスル者ハ左ノ各號ヲ具シ所轄警察官著ニ届出認可ヲ受クヘシ其ノ既ニ認可ヲ受ケタル事項ヲ變更セントスルトキ亦同シ

一 興行ノ種類
二 演劇、寄席ニ在リテハ藝員(演劇ノ所作ニ係ルモノ)ノ其ノ脚本添付

三 興行日數及開始ノ時限
四 常設ノ劇場、寄席其ノ他ノ興行場ナルトキハ其座名、席名及總設者ノ連署

五 木戸錢、腐料、下足料其ノ他ノ料金及其ノ金額
六 藝人ノ住所、氏名、藝名アル者ハ其藝名

七 藝人ノ認許鑑本寫

第十八條 常設ノ劇場、寄席其ノ他ノ興行場以外ノ場所ニ於テ興行ヲ爲サントスル者ハ左ノ各號ヲ具シテ所轄警察官署ニ願出許可ヲ受ケルヘシ其ノ既ニ許可ヲ受ケタル事項ヲ變更セシトスルトキ亦同シ但シ興行日數五日ヲ超ユルコトヲ得ス

一 興行ノ場所及圖面 (假リニ興行場ヲ建設スルトキハ其ノ構造仕様書添付)

二 興行ノ種類

三 演劇、寄席ニ在リテハ藝題 (演劇ノ新作ニ係ルモノハ其ノ脚本添付)

四 興行日數及開始ノ時限

五 來客ノ定員及客席ノ坪數

六 燈火ノ種類及位置

七 木戸錢、席料ハ下足料其ノ他ノ料金及其ノ金額

八 藝人ノ住所、氏名、藝名アル者ハ其ノ藝名

九 藝人ノ認許鑑札寫

第十九條 前二條ニ依リ許可ヲ受ケタル興行日數内ニ於テ休業セントスルトキハ直ニ其ノ旨所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第二十條 木戸錢、席料其ノ他客ニ請求スル金額ハ賭場キ場所ニ揭示シ定額外ノ金錢ヲ請求スヘカラス

第二十一條 藝人ノ氏名又ハ藝名ヲ詐リ若シハ演藝ニ相違スル廣告ヲ爲シ又ハ看板ヲ掲クヘカラス

縣報第九十五號

明治三十五年六月十二日

第三種郵便物認可

五

カラス

第二十二條 通行人ニ對シ入場ヲ強フル等ノ所爲アルヘカラス

第二十三條 興行中ハ非常口ニ鎖輪ヲ施サス容易ニ屋外ニ出ルコトヲ得セシムヘシ

第二十四條 興行中ハ日没前ヨリ來客ノ退散スル迄出入口、客席、廊下及周圍等暗黒ナラサル様安全ナル燈火ヲ點スヘシ但シ非常口ノ燈火ハ赤色ノモノヲ用ユヘシ

第二十五條 客席ニ供スル敷物ハ清潔ナルモノヲ用キ且ツ時々日光ニ曝シ客席ハ毎日興行開始前拭掃シテ清潔ナラシムヘシ

第二十六條 興行中周圍ハ毎日清潔ニ掃除シ消毒藥及防臭劑ヲ散布スヘシ

第二十七條 藝人ノ控所ニ客ヲ入レ又ハ藝人ヲ客席ニ入ラシムヘカラス

第二十八條 興行中ハ場内ニ於テ放談、高話其ノ他喧嘩ニ涉リ他ノ妨害ヲ爲サシムヘカラス

第二十九條 興行中場内ノ通路ニ物品ヲ置キ又ハ其ノ他ノ所爲ニ依リ通行ノ妨害ヲ爲サシムヘカラス

第三十條 興行ニ關シ密儀類似其ノ他射倅ノ方法ヲ用キ若クハ用キゾコトヲ提供シテ客ヲ誘引スヘカラス

第三十一條 寄席ニ於テ演劇類似ノ所作ヲ爲スヘカラス

第三十二條 來客定員ヲ超過シ若クハ客席以外ノ場所ニ來客ヲ容ルヘカラス

第三十三條 興行時間ハ日出ヨリ午後十二時迄ノ間トス但シ一興行ハ八時間以上ヲ繼續ス

ルコトヲ得ス

全日内ニ二興行以上ヲ爲サントスルトキハ一興行ノ閉止後一時間以上ヲ經ルニ非ラザレハ再ヒ興行ヲ開始スルコトヲ得ス

第三十四條 興行中當該警察官吏臨檢シタルトキハ其ノ求ムル席ヲ供スヘシ

第三十五條 左ノ各號ニ該當スル演藝ヲ爲スコトヲ得ス

- 一 妄リニ時事ヲ諷刺シ又ハ改談ニ紛ハシキモノ
- 二 犯罪ノ方法、手段ヲ誘致助成スルノ嫌ヒアルモノ
- 三 猥褻ニ涉ルモノ

四 前各號ノ外公安若ハ風俗ヲ害スル虞アルモノ

第三十六條 演藝ニ關シ公安若クハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ臨檢警察官吏ニ於テ其ノ演藝ノ停止ヲ命スルコトアルヘシ

第三十七條 料金ヲ受ケザル興行ニモ亦本則第十三條、第十四條、第十七條(第五號)第十八條(第七號)第二十一條乃至第三十六條ヲ適用ス

第四章 罰則

第三十八條 本則ニ違背シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第三十九條 十二年未滿ノ者及禁治產者若ハ禁治產者ニシテ本則ニ違背シタルトキハ前條ノ科料ヲ其法定代理人若ハ保佐人ニ科スルコトアルヘシ

第四十條 法人ノ業務ニ關シ法人ノ代表者若ハ代理人其ノ他ノ従業者又ハ雇人ニシテ本則

照例第九十五號

明治三十五年六月十二日

第三國郵便物認可

六

ニ違背シタルトキハ第三十七條ノ科料ヲ其ノ法人ニ適用ス

第五章 附則

第四十一條 本則ノ構造制限ニ適合セザル現在ノ劇場、寄席其ノ他ノ興行場ニシテ當廳ニ於テ特ニ必要ト認ムル部分ニ對シテハ直ニ其ノ他ノモノニ在リテハ明治三十六年十二月三十一日迄ニ本則ニ依リ改築變更若ハ修繕ヲ加フヘシ但シ第二十四條第一號、第二號ニ規定ニ制限ニ依リ難キモノハ狀況ニ依リ適當ニ斟酌スルコトアルヘシ

前項ノ規定ニ從ハザル者ハ許可ノ効ヲ失フモノトス

和歌山縣令第九十號

明治三十年^五月縣令第五十二號湯屋取締規則左ノ遵改正ス

明治三十五年六月九日

湯屋營業取締規則

第一章 總則

第一條 湯屋營業ヲ爲サントスル者ハ住所氏名(法人ニ在リテハ事務所々)年齡ヲ記シ左ノ

事項ヲ具シテ所轄警察官署ニ願出許可ヲ受クヘシ其改修變更ヲ爲サントスルトキ亦同シ

一 營業ノ場所

二 四鄰ノ距離

三 湯質ノ種類(洗湯、操湯)但シ藥湯ニ關シテハ實業免許證札又ハ贈與證札ノ寫

四 湯名アルモノハ其ノ湯名

五 構造仕様書及其ノ圖面

六 工事落成期日

第二條 湯屋ノ新設、改造、變更ノ工事落成シタルトキハ使用前所轄警察官署ニ檢査ヲ申

請シ許可証ニ檢査証印ヲ受クヘシ

第三條 無能力者ノ願届ハ左ノ各號ニ依ルヘシ但シ禁治產者又ハ妻ニ在リテハ第一條第

四條第一號第四號第五號第八號第五條ノ場合ヲ除クノ外保佐人又ハ夫ノ連署ヲ要セス

一 未成年者禁治產者ニ在リテハ法定代理人ノ連署

縣報第九十五號

明治三十五年六月十二日

第三種郵便物認可

七

三

二 禁治產者ニ在リテハ保佐人ノ連署

三 妻ニ在リテハ夫ノ連署

第四條 左ノ場合ニ於テハ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ラヘシ但シ第七號ノ事項ハ戶籍

法ニ依リ届出義務者ニ於テ其ノ手續ヲ爲スヘシ

一 營業者ノ住所、氏名ヲ變更シタルトキ

二 湯質若ハ湯名ヲ變更シタルトキ

營業者法人ナルトキハ其代表者若ハ代理人又ハ事務所々在地名稱及代表者若ハ代理

人ノ氏名ヲ變更シタルトキ

四 法定代理人又ハ保佐人若ハ其ノ氏名ヲ變更シタルトキ

五 家督相続若ハ遺產相続ニ依リ湯屋營業ヲ承繼シタルトキ

六 五日以上休業シタルトキ

七 營業者死亡シタルトキ

八 廢業シタルトキ

第五條 湯屋ヲ讓受ケタル者ハ住所氏名(法人ニ在リテハ事務所々)年齡ヲ記シ讓渡人連署

ヲ以テ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出承認ヲ受クヘシ(在地名稱代表者ノ氏名)

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ許可ヲ取消スコトアルヘシ

一 許可ヲ受ケタル日ヨリ六十日以内ニ建設ニ着手セザルトキ

二 落成期日ヲ經過シ落成セザルトキ

三 燒失崩壊後六ヶ月以内ニ改築ヲ顯出テサルトキ

四 休業六ヶ月以上ニ及ヒゾルトキ

五 法定代理人又ハ夫ノ許可若ハ保佐人ノ同意ヲ取消サレタルトキ

第七條 營業時間ハ日出ヨリ午後十二時迄トス但シ烈風ノ時ハ焚火ヲ停止セシムルコトアルヘシ

第八條 前日用キタル湯水又ハ汚水ヲ浴用ニ供スヘカラス

第九條 看護人ナキ老幼若ハ泥酔者重キ皮膚病者八種傳染病者其ノ他危険ト認ムル病者ヲ入浴セシムヘカラス但シ特殊ノ効能アル藥湯ニシテ其病者ヲ入浴セシムルモノハ此限ニアラス

第十條 前條ノ事項及湯鏡類藥湯ニ在リテハ其ノ湯質溫度浴法効能ヲ賭場キ場所ニ揭示スヘシ

第十一條 浴客ノ衣類携帶品等ハ紛失若ハ盜難ニ罹ラザルニ備フキ若シ遺留品又ハ携帶品アリタルトキハ浴場内ニ揭示シ三日以内ニ事主分明ナラザルトキハ所轄警察官署ニ差出スヘシ

第十二條 浴場ハ毎日一回以上掃除スヘシ

第十三條 火焚竈及烟突ハ十日毎ニ掃除ヲ爲スヘシ但シ必要ノ場合ハ本條ノ制限ニ拘ハラズ其ノ時々掃除スヘシ

前項ノ掃除定日ハ其ノ前日迄ニ所轄警察官署又ハ派出所駐在所ノ巡查ニ申告スヘシ

縣報第九十五號

明治三十五年六月十二日

第三種郵便物認可 一八

第十四條 消炭及灰ハ火氣消滅シテ後ニ非ヲサレハ火消所外ニ出スヘカラス

第十五條 營業上ニ關シ公安風俗衛生ニ害アリト認ムルトキハ相當除害ノ方法ヲ命ジ又ハ營業ヲ停止シ若ハ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第十六條 營業者組合ヲ設クタルトキハ規約書ヲ添ヘ所轄警察官署ニ届出フヘシ

第十七條 警察官吏ハ時々營業場ヲ検査スルコトアルヘシ

第二章 構造及設備

第十八條 湯屋ノ構造ハ左ノ各號ニ依ルヘシ

一 浴槽ハ其ノ内外ニ腰掛椽ヲ設ケス深キ貳尺五寸ト爲スコト但シ入口ノ内部ニ幅貳寸以内ノ足懸リヲ設ケルコトヲ得

二 浴槽ニハ入浴ノ際取除キ得ヘキ蓋ヲ除クノ外覆ヒヲ設ケケルコト

三 浴槽ノ前面ニ柵欄口ヲ設ケケルコト

四 洗滌ハ不透透質材料ヲ以テ敷詰メ適當ノ勾配ヲ付スルコト

五 汚水流シハ不透透質材料ヲ以テ洗滌内適當ノ樋所ニ設ケ下水ニ排出スルノ裝置ヲ爲スコト

六 洗滌ニハ適當ノ箇所ニ湯氣抜キヲ設ケルコト

七 火焚竈及其ノ周圍三尺以内ハ不燃質材料ヲ以テ構造スルコト

八 烟突ハ石、煉瓦、金屬若ハ陶器等ノ材料ヲ以テ之ヲ設ケ屋棟ヨリ九尺以上突出セシムルコト

- 九 火消繩ハ地盤ヲ穿テ不燃質材料ヲ以テ周圍ヲ築キ全質ノ蓋ヲ覆フコト
 - 十 燃料置場ハ火焚場ヨリ六尺以上ノ距離ヲ保タシムコト
 - 十一 出入口、脱衣場、洗場、浴槽ハ男女ヲ區別シ相方ヨリ見透サ、ル機區別ヲ爲スコト
 - 十二 建物ノ外部ヨリ脱衣場、洗場、浴槽等ヲ見透サ、ル機相當ノ裝置ヲナスコト
- 第十九條 湯屋ノ設備ハ左ノ各號ニ依ルヘシ
- 一 浴客ノ衣類、携帶品、下足等ヲ保管スヘキ相當ノ容器ヲ備フルコト
 - 二 男女各洗場ニハ一人毎ニ使用シ得ヘキ適當ノ屢掛及深キ三寸以上口径六寸以上ノ小桶各十五個以上ヲ備フルコト
 - 三 洗場ニハ湯槽及水槽ヲ設テ營業時間内常ニ洗場及淨水ヲ備フルコト
 - 四 脱衣場、洗場、浴槽ハ夜間暗黒ナラサル機安全ナル燈火ヲ點スルコト
- 第三章 罰則
- 第二十條 本則第一條第二條第四條第五條第七條第八條第十一條乃至第十四條第十九條ニ違背シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
- 第二十一條 十二歳未満ノ者及産治産者若ハ準禁治産者ニシテ本則ニ違背シタルトキハ前條ノ科料ヲ其ノ法定代理人若ハ保佐人ニ科スルコトアルヘシ
- 第二十二條 法人ノ業務ニ關シテ法人ノ代表者若ハ代理人其ノ他ノ従業者又ハ雇人ニシテ本則ニ違背シタルトキハ第二十條ノ科料ヲ其法人ニ適用ス

第四章

附則

第二十三條 本則ノ構造制限ニ適合セザル現在ノ湯屋ハ明治三十六年十二月三十一日迄ニ改造又ハ修理ヲナスヘシ

前項ノ規定ニ從ハサル者ハ許可ノ効ヲ失フモノトス

○和歌山縣令第九十一號

明治三十五年五月本縣令第八十三號全年六月全第八十五號ハ本日限リ廢止ス

明治三十五年六月九日

和歌山縣知事 椿 基 一 郎

和歌山縣令第九十一號參照

明治三十五年五月本縣令第八十三號及全年六月縣令第八十五號ハ炭疽菌生ニ付牛馬羊豚ノ出入往來停止ノ件

○和歌山縣令第九十二號

工事執行規定縣參事會ノ議決ニ經左ノ通相定メ來ル七月一日ヨリ施行ス

但從前ノ令違ニシテ本規定ニ抵觸スルモノハ本規定施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

明治三十五年六月十日

和歌山縣知事 椿 基一 郎

工事執行規定

第一條 縣費ヲ以テ支辨スヘキ工事ノ執行ハ本規定ニ依ル

第二條 本規定ニ於テ工事ト稱スルハ土木及建築工事ヲ總稱ス

第三條 工事ハ直營請負ノ二種トシ工費用物件ノ供給ハ總テ請負ニ付ス

第四條 直營工事ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ爲ス但急施ヲ要シ請負ヲ命スル邊ナキトキヲ除キ

金額五拾圓以上ノモノハ縣參事會ノ決議ヲ要ス

一 請負者ナキトキ又ハ急施ヲ要シ請負ヲ命スル邊ナキトキ

二 特ニ直營施行ヲ必要ト認ムルトキ

第五條 請負工事及工費用物件ノ供給ハ總テ競争入札ニ付ス

左ノ場合ニ限リ隨意契約ヲ以テ請負ヲ命スルコトヲ得但シ第七項ヲ除キ金額五拾圓以上

ノモノハ縣參事會ノ議決ヲ要ス

一 官署又ハ公共團體ヨリ物件ヲ買入レ又ハ借入ル、トキ

二 壹個人又ハ會社ニテ專有スル物件ヲ買入レ又ハ借入ル、トキ

三 土地建物ノ買入レ又ハ借入レテ爲スニ當リ其位置又ハ構造等ニ限リアルトキ

縣令第九十五號

明治三十五年六月十二日

第三種郵便物認可

十一

四 打切タル工事ニシテ再ヒ起工スルニ當リ又ハ追加工事ニシテ前請負者ニ請負ハシム

ル必要アルトキ

五 工事ヲ所屬市町村ニ請負ハシムルヲ必要ト認ムルトキ

六 請負契約ヲ取消シタル場合ニ於テ前契約以内ノ金額ヲ以テ請負ニ付スルトキ

七 急施ヲ要シ入札ニ付スル邊ナキトキ

八 再入札ノ場合ニ於テ入札者通謀等ノ虞アリト認ムルトキ

九 職工人夫等ヲ備役スルトキ

十 入札ニ付スルモ入札者ナキトキ又ハ再入札ニ付スルモ豫定價格ヲ超過シタルトキ但

シ此場合ニ於テハ豫定價格及其ノ他ノ條件ヲ變更スルヲ得ス

十一 豫定價格一廉金五拾圓以内ノ工事ヲ請負ハシメ又ハ同額以内ノ工費用物件ヲ買入

レ又ハ借入ル、トキ

第六條 競争入札ハ入札期日ヨリ少ナクトモ七日以前ニ左ノ事項ヲ新聞紙其ノ他便宜ノ方

法ヲ以テ廣告スルモノトス

一 工事施行スヘキ地名又ハ工費用物件納入場所

二 工事又ハ物件ノ種類

三 工事仕様書圖面又ハ物件ノ見本雛形明細書其ノ他關係書類ヲ熟覽セシムヘキ場所

四 競争入札執行ノ場所日時及開札ノ時刻

五 入札保證金額又ハ其歩合

六 契約担任官ノ氏名
七 其ノ他必要ナル事項

第七條 指名競争入札ハ一般競争入札ニ付スルヲ不得策ト認ムル場合ニ於テ電業者二名以上ヲ指名シテ入札セシム此ノ場合ニ於テハ前條第一號乃至第七號ノ事項ヲ豫メ入札人ニ示スヘシ但シ事宜ニ依リ入札當日入札場所ニ於テ之ヲ示スコトヲ得

第八條 指名競争入札者ハ第九條ノ規程及左ノ各號ノ一ヲ該當スル者ニ限ル

一 特別ノ技術アルモノ
二 本縣ノ工事及物件供給ノ業ニ正實從事シ其ノ有効證書ヲ受ケタル者

第九條 競争入札ニ加ハラントスル者ハ相當ノ資力アリト認メ且滿二年以來工事請負營業又ハ物件供給營業ニ從事シ尙左記區別ノ資格ヲ要ス

一 請負金高一廉金參百圓未滿ノ負擔ニアリテハ市町村ノ公民タル者
二 同上金三百圓以上壹千圓未滿ノ請負ニアリテハ市町村ノ公民ニシテ一年以來直接國稅又ハ縣稅年額貳圓以上ヲ納メ尙引續キ納ムル者
三 同上金壹千圓以上ノ請負ニアリテハ市町村ノ公民ニシテ二年以來直接國稅又ハ縣稅年額五百圓以上ヲ納メ尙引續キ納ムル者

第十條 會社若クハ個人ニシテ相當ノ資本ヲ有シ本規定ノ工事ニ就キ適當ナル技術者ヲ雇聘シ特ニ本縣ノ認可ヲ受ケタル者ハ競争入札又ハ指名入札ニ加ハルコトヲ得

縣報第九十五號 明治三十五年六月十二日 第三種郵便物認可 十二

第十一條 左ノ各號ニ該當スル者ハ指定ノ期間本規定ノ事業ニ關與スルコトヲ得ス

- 一 工事請負ニ關シ本縣ト訴訟セシモノハ訴訟中
 - 二 工事請負ニ關シ本縣ト訴訟シ敗訴セシモノハ其ノ事件若落後滿二ケ年
 - 三 主務吏員ニ對シ不穩又ハ不正ノ行爲アリト認メタル者ハ滿三ケ年
 - 四 工事又ハ物件供給ヲ請負其ノ義務ヲ果サスレテ請負契約ヲ解除セラレシ者ハ滿二ケ年
 - 五 請負入札ニ關シ脅迫其ノ他不正ノ行爲ヲ以テ競争ノ實ヲ失ハシメ又ハ他人ノ請負事業ノ進捗ヲ妨害シタリト認メシ者ハ滿二ケ年
- 第十二條 本規定施行ニ付必要ナル細則ハ知事之ヲ定ム

○和歌山縣告示第百五十四號

縣經濟ニ屬スル工事及工事用物件供給請負ニ關スル細則別冊ノ追加定メ明治三十五年七月一日ヨリ施行ス

但明治三十一年十一月縣告示第百拾號土木請負規則及明治三十四年八月縣告示第百七拾五號土木請負人心得ハ本細則施行ノ日ヨリ廢止ス
明治三十五年六月五日

(別冊)

工事及工事用物件供給請負ニ關スル細則

- 第一條 工事及工事用物件ノ供給請負ヲ爲サントスルモノハ本縣工事執行規程及本則各條ノ規程ニ據ルヘシ
- 第二條 競争入札ニ加ハラントスルモノハ工事執行規程第九條ニ定ムル事項ノ證明ヲ市町村長ニ受ケ入札執行ノ前日午前十時迄ニ入札執行者ニ差出シ承認証ヲ受ケヘシ
- 第三條 入札當日承認証ヲ門衛又ハ受付ニ渡シ入札スルモノトス
- 第四條 入札セントスルモノハ豫テ實地ニ就キ入札ニ付スル工事物件ノ種類箇所設計書圖面工事着手及工事用材料準備期日其ノ他必要ナル事項ヲ熟知シ第一號書式ニ據リ入札スヘシ
- 第五條 入札ニハ代理人ヲ許サズ
- 但シ委任狀ヲ携帶スルモノハ此ノ限リニアラス

縣報第九十七號

明治三十五年六月十二日

第三種郵便物認可

十三

第六條 競争入札ハ同一ノ請負ヲ二ツ所以上ニテ同時ニ執行スルコトアルヘシ

第七條 入札書ハ證明書及入札保証金ヲ添ヘ書留郵便ニテ差出スコトヲ得

但シ封皮ニ入札書タルヤトテ明示セサルモノハ入札書ト見做サズ

第八條 入札保証金ハ各自見積金高ノ二十分の一以上トス

但シ國債証券勸業債券ヲ以テ代用スルコトヲ得其ノ額面金額ニ對スル價格ハ最近ノ大藏省調査ニ係ル東京株式取引所平均價格ニ依ル

第九條 左ノ各號ノ一ニ該ルモノハ入札ヲ禁シ若クハ直ニ返却セシメ入札後其ノ事實ヲ發見スルトキハ其ノ入札ハ無効トス

一 本細則第二條ノ承認ヲ經サルモノ

二 入札所ニ於テ人ヲ殺傷スルコト足ルヘキ物品ヲ携フルモノ

三 入札所ニ於テ人ヲ脅迫スルノ行爲アルモノ

四 入札所ニ於テ動作靜謐ナラス又ハ他人ト私語スルモノ

五 前各號ノ外入札執行者ニ於テ不都合ノ所爲アリト認ムルモノ

第十條 開札ヲ宣告シタルトキハ開札前ト雖モ入札書ハ受理セス

但シ時限ハ入札所備付ノ時計ニ據ル

第十一條 入札後ハ何等ノ理由アルモ入札書ノ更正ヲ爲スナ得ス

第十二條 開札ハ參列スル入札者ノ面前ニ於テ之ヲ行フ

第十三條 競争入札ニハ内外取締ノ爲メ警察官吏ノ臨場ヲ求ムヘシ

第十四條 左ニ掲クル入札ハ無効トス

一 入札書ノ字体不明ニシテ讀ム可カラサルモノ

二 一廉ノ入札ヲ二票以上投入セシモノ

三 貳名以上連署セシモノ

四 入札人ノ氏名ヲ記載セス記載スルモ捺印ナキモノ

但シ過テ捺印セサリシモノ開札前ニ執行者ニ申出タルモノハ此ノ限ニアラス

五 入札書一票ナルトキ

但シ無効ノ入札ハ計算外トス

六 規定ノ保証金ヲ納入セサリシモノ

第十五條 落札ハ豫定價格以內最低者ヲ以テ之ヲ定ム但シ最低ノモノト雖トモ價格不相當

ナリト認ムルトキハ順次操作落札者ヲ指定スルコトアルヘシ

第十六條 落札トナルヘキ金額ノ入札數票ニ及フトキハ其ノ入札者ヲ以テ直チニ再入札

ヲ爲サシメ爾全價ノモノアルトキハ抽籤ヲ以テ落札人ヲ定ムルモノトス

第十七條 入札金額豫定價格ニ超過シタルトキハ直チニ再入札ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第十八條 入札人共謀結托シ其ノ他不正ノ行爲ヲ以テ入札シタリト認メタル場合ニ於テハ

其ノ入札全部ヲ取消スコトアルヘシ

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該ルトキハ入札保証金ハ還付セス縣ノ所得トス

一 一旦提出セル入札ノ取消ヲ請求セシトキ

縣報第九十五號

明治三十五年六月十二日

第三種郵便認可

十四

二 落札トナルモ契約ヲ締結セサルモノ

三 規定ノ保証金ヲ納入セサルモノ

第二十條 落札人ハ落札申渡後五日以內指定ノ期間内ニ第二號書式ニ據リ契約ノ締結ヲ爲

スヘキモノトス

但シ工事ノ着手ハ契約締結ノ日ヨリ五日以內ニ於テスヘシ

第二十一條 所屬郡市町村ニ請負ヲ命ゼタルトキハ第三號書式ノ受書ニ設計書ノ寫工費内譯

書當該議會ノ決議録寫并ニ保証金券ヲ添ヘ命令後十日以內ニ差出スヘシ

第二十二條 各請負者ヨリ提出セル工費内譯書ノ單價中不相當ト認ムルモノアルトキハ期日

ヲ指定シテ更正セシム其ノ期日內ニ更正セサルトキハ契約締結擔任官又其ノ代理者ニ於

テ相當ト認ムル單價ヲ定ム

但シ其ノ單價ニ服セサルモノハ契約ヲ締結セサルモノト見做ス

第二十三條 請負ニ証金ハ請負金高十分ノ一以上ノ金額ヲ本縣金庫取扱銀行ノ預リ券若クハ

國債証券又ハ勸業債券ヲ以テ納ムヘシ

但シ國債証券勸業債券ノ價格ハ本則第八條ノ但書ニ據ル

第二十四條 請負人ハ何等ノ名義ヲ以テスルモ其ノ工事請負ヲ他ニ讓渡シ若クハ復請負ヲ爲

サシムルコトヲ得ス其ノ事實アリト認メタル場合ハ請負ヲ解除スヘシ

第二十五條 請負人工事中ハ工場最寄ノ地ニ居所ヲ定メ常ニ工場ニ詰切リ施行ノ順序等ニ就

テハ總テ主務吏員ノ指揮ニ從フヘシ

第廿六條 請負人ハ物品納付帳又ハ工事中其ノ使役スル職工人夫ノ出面帳ヲ製シ工事擔當吏員ノ認印ヲ受クヘシ

第廿七條 請負人事故アリテ自カラ工場へ詰切ルコト能ハサルトキハ主務吏員ノ認許ヲ得テ相當代理人ヲ派シ一切ノ事ヲ處辨セシムヘシ

但シ平素履備スル手段等ニアラサルモノヲ以テ代理人ト爲サントスルトキハ特ニ當廳ノ認許ヲ受クヘシ

第廿八條 工事施行上又ハ材料運搬及置場等ニ付キ第三者ニ對シ損害ヲ與ヘタル場合ニ於テハ其ノ賠償ハ總テ請負者ノ負擔トス

第廿九條 代理人職工人夫等ニシテ不都合ノ所爲アリト認ムルトキ又ハ其ノ職ニ堪ヘスト認ムルトキハ其ノ代理ノ認許ヲ取消シ職工人夫等ノ使役ヲ差止メ適當ノモノヲ以テ之ニ代ヘシムルコトアルヘシ

第三十條 請負人工事監督員ノ命令ニ違背シタルトキハ工事ノ中止ヲ命スルコトアルヘシ之カ爲メ施行日數ヲ減縮スルモ延期ヲ與フル限ニアラス且之ニ因リ生スル損害ハ總テ受負人ノ負擔トス

第卅一條 工事用材料ハ現場ニ於テ監督員ノ検査ヲ受クルニアラサレハ使用スルコトヲ得ス検査ニ合格セサル物件ハ即時必ス他ニ搬出シ現場ニ存置スヘカラス若シ之ヲ怠ルハ他人ニ命シテ之ヲ搬出セシメ其ノ費用ハ受負金ヨリ控除ス

設計書ニ在來ノ古材ヲ使用スルモノニアリテハ其ノ物件ノ引渡ハ請負契約ヲ締結スルト

警察第九十五號

明治三十五年六月十二日

第三種郵便物認可

十五

同時ニ之ヲ了シタルモノトス

第三十二條 工事施行上ノ必要ニ依リ工事中止ヲ命シタルトキハ請負人ニ於テ之ヲ拒ムコトヲ得ス之レカ爲メ損害ヲ蒙ルモ賠償スルノ限リニアラス

但シ此場合ニハ請負日數内ヨリ其ノ中止日數ヲ省除スヘシ

第三十三條 請負人死亡スルカ又ハ逃走シ居所不明ナルトキハ請負ノ責任ハ保證人ニ於テ完了スヘキモノナリト雖トモ該相續人ヨリ請負ノ義務ヲ繼續處辨セシムコトヲ出願スル場合ハ之ヲ許可スルコトアルヘシ

但シ本條ノ願書ニハ當該保證人及親族一名連署シ尙戶籍謄本ヲ添付スヘシ

第三十四條 天災其ノ他避クヘカラサル事變ニ因リ期限内ニ竣成又ハ納入シ難キトキハ其ノ事變ノ確認ヲ得ラルモノニ限リ相當ノ延期ヲ與フルコトアルヘシ

但シ延期ノ申請ハ事變ノ止ミタル日ヨリ五日以内トシ其ノ期限ヲ失シタルモノハ之ヲ許可セス

第三十五條 左ノ各號ノ一ニ該ルルハ請負ヲ解除スルコトアルモ請負人ハ之ヲ拒ムヲ得ス

一 請負人其ノ事業ヲ完成シ能ハスト認ムルトキ

二 事業ヲ中止若クハ廢止スルノ必要アルトキ

第三十六條 工事竣成セントキハ請負人ハ三日以内ニ第四號書式ニ依リ届出ヘシ

第三十七條 請負人ノ都合ニ依リ工事(又ハ材料納入)半途ニシテ解約ヲ求メ又ハ契約ヲ履行セサルトキ若クハ認許ヲ得スレテ工事施行(又ハ材料納入)ヲ延滞シ本規則第二十

五條及第三十六條第一項ニヨリ其ノ請負ノ解除ヲ爲シタルトキハ契約保證金ノ全部ヲ和歌山縣ノ所得トス

但シ本文ノ場合ニ於テ契約保證金トシテ納入シアル有價證券ハ契約保證金ニ相當スル現金ト引替テ請フコトヲ得

第三十八條 請負ヲ解除シタル場合ニ於テハ既ニ施行セル工事又ハ納入済材料ニシテ設計書又ハ注文書ニ逸ハサルモノニ對シテハ仕切決算ヲ遂ケ其ノ工費又ハ代價ヲ仕拂ヒ其施行セル工事ノ設計ニ違フモノハ請負人ニ取拂テ命スヘシ請負人若シ取拂ノ命ニ從ハサルカ又ハ取拂ヲ怠ルトキハ他人ニ命シテ之ヲ取拂ヘシメ其ノ費用ハ受負金額ヨリ控除スヘシ

但シ仕切決算ノ金額ハ當廳ノ相當ト認ムル所ニ據ル

第三十九條 工事ノ出來形其ノ設計ニ違フトキハ更ニ指定セル期日迄ニ仕立替テ爲スヘキモノトス此ノ場合ニ於テ若シ其ノ期日迄ニ出來セス又ハ再度設計書ニ違フ工事を爲ストキハ他人ニ命シテ施行セシメ其ノ費用ハ總テ請負金額ヨリ扣除スヘシ

第四十條 正當ノ事由ニ由リ許可ヲ得タル延期日數ノ外竣工又ハ納入期限ヲ過クルトキハ一日ニ付請負金高五百分ノ一ニ當ル金額ヲ請負金ヨリ減額スヘシ

第四十一條 竣工検査ニ際シ必要アルトキハ工事ノ觀部分ヲ取毀テ検査スルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テ工事ノ出來形其ノ設計ニ違フトキハ其ノ取毀費及復舊工費トモ請負人ノ負担トス

縣報第九十五號

明治三十五年六月十二日

第三種郵便物認可

十六

第四十二條 竣工検査前ニ於ケル損害ハ一切請負人ノ負担トス

第四十三條 工費又ハ材料ノ精算金ハ竣工検査又ハ納入済ノ上仕拂フモノトス

但シ受負人ノ請求ニヨリ左ノ標準ニ隨ヒ中勘金ヲ仕拂フコトアルヘシ

一 請負金高百圓以上三百圓未満ノモノハ八分以上成工又ハ納済ノ上請負金高十分ノ六以内

一 請負金高三百圓以上ノモノハ五分以上成工又ハ納済ノ上請負金高十分ノ三以内八分以上成工又ハ納済ノ上請負金高十分ノ六以内

一 請負金高三千圓以上ノモノハ其ノ出來形歩通り検査ノ上時々相當ノ中勘金ヲ仕拂フコトアルヘシ

前項出來形歩通りハ調査ハ内金課ノ標準ナルヲ以テ竣工検査ニ關シテハ其ノ効ナキモノトス

第四十四條 工事ニ要スル材料ノ見本模型ヲ張用諸費其ノ他竣成検査ニ必要ナル費用ハ請負人ノ負担トス

第四十五條 請負契約締結後工事若クハ材料ノ變更ヲ必要トスルトキハ請負人ヨリ提出セル内譯書ノ單價ヲ標準トシテ増減シ若シ内譯單價ニ據リ雖キ事由アレカ又ハ設計若クハ注文書ノ材料ヲ要スルトキハ相當時價ニ依リ増工事又ハ増納入ヲ命スルコトアルヘシ但シ本文ノ場合ニ於テ請負人ハ命令ニ違背スルコトヲ得サルモノトス

第四十六條 工事竣工検査済又ハ物件納入済ト雖トモ指定セル期間内ハ請負人ニ於テ瑕疵

担保ノ義務アルモノトス
但担保期間ハ一ケ年間以内トス
第壹號書式

記

何郡何町大字何地内

一何々工事又ハ何々品何程

此請貸金何程

此入札保證金何程

右ハ前記工事又ハ材料ノ供給請負入札仕候就テハ工事施行規程及受負ニ關スル細則等ヲ
遵守シ前記ノ金額ヲ以テ請負可致候也

年 月 日

住 所 氏 名 印

契約担任官氏名宛

第貳號書式

印

相當印紙

紙

貼 用

契 約 書 案

縣報第九十五號

明治三十五年六月十二日

第三種郵便物認可

十七

今般和歌山縣ニ於テ施行スル何郡何町何々工事（又ハ何々工用材料）ヲ担当者ニ於テ請
負致候ニ付テハ明治三十五年六月告示第百五十四號工及工用物件供給請負ニ關スル
細則ノ條項ヲ遵守スルハ勿論猶左ノ各項ニ依リ請負契約締結候也

一何郡何町何處何々工事（何々工用材料）
此請貸金

但設計書内譯書ハ別冊ノ通

一前項請 負契約保證金トシテ左ノ金額（又ハ國債證券又ハ勸業債券）ヲ縣廳ニ納付
ス

一金何程 （何々證券番號）何程

一工事ハ明治何年何月何日ヨリ着手シ向テ何日間ニ於テ竣工ス（材料ハ明治何年何月
何日ヨリ何月何日マテ何日間ニ於テ指定ノヶ所ニ納入ス

一前項工事ノ担保期間ハ何日間トス
明治何年何月何日

何縣何郡何町何々番地

請 負 人

氏

名 印

全

上

保 證 人

氏

名 印

上

第三號書式

請書

保證人 氏 名印
契約担任官 氏 名印

何郡何町大字何地内
設計第 號

一何々工事

此請負金何程

此請負保證金何程

工事方法

和歌山縣廳ニ下付ノ設計工法ニ據ル

施行期限

明治何年何月何日ヨリ全何年何月何日迄幾日間

担保期限ヲ付スルモノハ其期限

右工事請負被命候ニ付明治何年六月和歌山縣令第九十二號工事執行規程及全年六月縣令
示第百五十四號工事及工費用物件供給受負ニ關スル細則ヲ遵守可仕候若シ違背シタルト
キハ右規程及細則ニ據リ御處分相成候トモ毫モ異議無之依テ郡市町村會ノ議決ヲ經關係
書類ヲ相添請書提出候也

年 月 日

郡市町村長(市參事會)
何ノ 職印

縣知事宛

第四號書式

竣成届

何郡何町大字何々

設計第 號

何々工事

(但何年何月何日竣成期限)

右工事何年何月何日設計書ノ通リ竣成仕候間此段御届申上候也

何郡何町何々
市町村何々

受負人 氏 名印

縣知事宛

○和歌山縣告示第百五十五號

宮城縣加美郡中新田町役場本年四月三十日火災ニ罹リ書類悉皆焼失ニ付同役場ニ對シ縣會
又ハ顧問等ノ事件ニシテ未タ回答指令等ニ接セサルモノハ更ニ同役場へ差出スヘキ旨同縣
ヨリ通知アリタリ

明治三十五年六月六日

和歌山縣知事 椿 基 一 郎

○和歌山縣告示第百五十六號

明治三十五年度二化性第一化糞種検査ニ關シ臨時認種検査所ヲ左記村役場内ニ置ク其ノ開始及閉鎖ノ日時ニ當該村長ヲシテ之ヲ公告セシム

明治三十五年六月九日

和歌山縣知事 椿 兼一 郎

位 置

管 轄 區 域

有田郡鳥屋城村役場内

有田郡鳥屋城村

全 郡岩倉村役場内

全 郡岩倉村

日高郡船着村役場内

日高郡船着村

東牟婁郡下太田村役場内

東牟婁郡下太田村

伊都郡紀見村役場内

伊都郡紀見村

○辭 令

和歌山縣那賀郡書記 山田 靜 馬

給月俸拾四圓

全 三木 伊兵衛

給月俸拾參圓

全 西 守

給月俸拾貳圓

全 山本 長兵衛

縣報第九十五號

明治三十五年六月十二日

第三種郵便物認可

十九

給月俸拾壹圓

全 須 村 準 平

給月俸拾圓

右六月七日

○町村助役ノ異動

和歌山縣指令内一第三三一七號ノ一

明治三十五年五月二十四日串第六五五號申請川島喜之助ヲ西牟婁郡串本町有治助役ニ遷奉ノ件右町村制第五十九條ニ依リ之ヲ認可ス

明治三十五年六月九日

○觀 測

明治三十五年六月七日ヨリ三日間當地氣象概況

觀 測 類	六 月 七 日	六 月 八 日	六 月 九 日
平均氣壓	七百五十三耗一	七百五十六耗九	七百五十八耗五
平均氣温	十九度三	二十度四	二十一度一

明治三十五年六月十一日印
 明治三十五年六月十二日發行

(電報代價)
 金銀價

和歌山縣

印刷所

和歌山市...
 和歌山縣...
 和歌山...

(毎月三日六日九日十二日十五日十八日二十一日二十四日二十七日三十日) 四發行

縣報第九十五號

明治三十五年六月十二日

第三種郵便物認可

二十終

最高氣温	最低氣温	最多風向	平均風力	天候	雨量	記事
二十四度〇	十五度五	北	三米六	曇天	十四耗	前日來ノ降雨午后〇時 〇五分全ク止 午前九時十五分沿海ノ 警戒ヲ解ノ電報到着
廿六度四	十三度二	北	二米九	快晴		
二十六度一	十五度三	西	三米二			